

大正期の高等女学校の学校生活に見る 良妻賢母教育の実際

—校長訓話・生徒心得を中心に—

姜 華

キーワード：大正期、高等女学校、良妻賢母教育、校長訓話、学校規則、生徒心得

【要 旨】周知のように、学校教育は、教科教育と教科外教育の二つの側面より構成されている。本論文では、高等女学校の教科外教育活動に焦点をあてて、学校生活の中で行われてきた良妻賢母教育の実態を究明する。特に、女性像の変化が著しかった大正期を考察対象とし、主に校長訓話や知事の告辞、生徒心得を中心に分析を行う。考察の結果、第一次世界大戦や大正デモクラシーの影響を受け、校長訓話や知事の告辞などでは、国力の充実と女性の教育の関係を説く論、個人としての女性の人格的成長を進めるべきとする発言がある一方、女性の社会的地位の向上や婦人問題については消極的な発言に終始するものがほとんどであった。さらには、婦徳などの女性的な徳目の涵養を基本とする、明治期の女子教育理念を堅持すべきと主張したものがむしろ多数であった。全体の特徴からみると、大正期の校長訓話、知事の式辞・発言と生徒心得においては、大正期の女性像の変化を反映したものは少なく、良妻賢母の育成に重点が置かれていたことが確認できた。しかし、校長訓話や知事の式辞・訓示は、学校の創立記念日や入学・卒業式などの公の場でなされることが多く、国の教育方針としての女子中等教育理念や学校の教育本心を説くことが基本であったため、新しい女性の在り方を積極的に説くことは難しい側面があったとも言えよう。

はじめに

本論文は、大正期の高等女学校における校長の訓話や知事による訓示、個別学校の学校規則・生徒心得など分析することにより、理念としての良妻賢母がどのような教育として行われていたのかの一端を明らかにすることを目的としている。周知のように、大正期は第一次世界大戦の影響や「婦人問題」の高揚によって女性観が変容した時期であるが、このような時代の変化が高等女学校の教育に及ぼした影響について、明治期の場合との対比も視野に入れながら分析し、この時期の高等女学校教育の実態と特徴を明らかにしたい。

筆者は、高等女学校における良妻賢母教育の歴史について、①理念の形成過程とその時代的変遷、②教科書に描かれた良妻賢母の素養、③教科以外の学校生活における教育の分析を行い、これらを統合した総合的な研究を構想している。このような全体的な構想の中で、本論文は時期的には1910年代初頭から1930年ごろまでの時期を対象として、学校生活における良妻賢母教育の実態の一端を、時期的変化に着目しながら検討するものである。

本研究の意義について、以下の2点から説明したい。第1に、高等女学校における良妻賢母教育を教科以外の教育活動を中心とした学校生活という観点から検討する点である。学校教育は教

科教育と教科外の活動から構成されているが、高等女学校においても両者の活動を通じて教育理念としての良妻賢母が実現されようとしたとすることができる。こうした観点から、本論文ではこれまでの大正期における理念の変容、教育内容の考察を踏まえ¹、高等女学校の学校生活全般の教育に着目し、校長や学校関係者の訓話・訓示、校訓、生徒心得、寮生活などに見られる教育の実態を分析し、理念としての良妻賢母が具体的にどのような素養や女性像として語られ、どのような教育によって実現されようとしていたのかを明らかにする。

第2に、1910年代初頭から1930年にかけての、いわゆる大正デモクラシー期を考察の時期にする点である。周知のように、大正デモクラシー期は民主的で自由な傾向が潮流となった時期であり、女性に関してはいわゆる「婦人問題」が社会の注目を集め、女性の諸権利の承認、地位の向上、母性の保護などが論議され、従来の女性観に変容が見られた。また、都市部では新中間層が形成され、従来の3世代が同居する家族以外に夫婦を中心とした家庭があらわれた時期であった。さらには、第一次世界大戦の影響を受け、女性の能力の向上を国家的観点から求める論も主張された。また、女子中等教育の量的拡大が進むとともに、高等教育への進学者も増加した。こうした時期において、1900年代に確立した女子中等教育理念としての家族主義的な良妻賢母にも批判の声が出され、また制度面でも改革が求められたのであり、本論文ではこうした視点から、教科以外の学校教育において良妻賢母理念や女性の教育にどのような変化が現れたのか、あるいは変化は見られず、明治期から堅持され続けた側面が存在したのかに着目しながら検討する。

高等女学校の学校生活に関する先行研究を見た場合、まず櫛田真澄による『男女平等教育阻害の要因—明治期女学校の考察』が挙げられる。櫛田は、男女平等教育の視点から私立女子中等学校を主な対象として、顕在的・潜在的カリキュラムの分析に重点を置いて考察している。ほかにも、山口倬史の論考「校訓に変化ありやなしや」がある²。しかし、いずれの研究においても、校長や知事などの訓話や寮生活等を分析対象とはしておらず、学校生活における教育実態の詳細な分析には及んでいない。このような研究状況において筆者は、明治期を対象として校長訓話、校訓、生徒心得、寮規則などを分析し、教科外の活動における良妻賢母教育を考察した³。本論文は、先行研究では扱われていない領域も含めて高等女学校の学校生活の教育実態を明らかにするものであり、明治期を考察した拙稿に続いて大正デモクラシー期を対象としている。なお、紙幅の関係から本論文では、校長訓話、校訓を中心として分析し、校訓、寮生活などの検討は別稿で行うことにしたい。

本論文の構成としては、まず、個別高等女学校での校長の訓話、知事らによる女子教育の在り方についての訓話などを分析する。次に、生徒心得で定められた女子中等教育理念やその教育方針を検討する。

第1節 校長の訓話・知事の式辞などに見る女子中等教育理念

本節では、大正期における個別学校の校長訓話、式典における知事の発言などを分析することにより、女子教育理念や教育意見が具体的にどのように生徒に伝えられたのかについて明らかにする。

校長などの訓話の内容を検討する前提として、その意義について簡単に記すことにする。既に

拙稿にも記したように、訓話とは「校長が全校児童生徒に話したり、教師が学年や学級の児童生徒に、よい行いをするように話す話」とされ、その内容は「児童生徒のよい意欲、判断、行動、実践に役立つ知識・技能に関わること、心・精神に関わること、生き方に関わること等で、発達段階の違う児童生徒にもわかる話題」⁴などが含まれるとされている。高等女学校の場合について述べると、校長訓話は入学式、卒業式、学校の創立記念日、儀式などにおいて、国の教育理念や学校・自己の教育方針を校長が生徒に直接話かけ、生徒の人間形成に影響を及ぼすことを意図して行われるものであり、重要な意義を持つと言える。例えば、1928年の岐阜県立大垣高等女学校の記録⁵では「式日其他に於て学校長」による「講堂訓話」と毎週月曜日の「週礼訓話」を通じて、女子生徒に訓育を施したと記されている。さらには、広島県立広島高等女学校の沿革史の中では、校長訓話について「毎月一回月はじめの朝、講堂に全生徒を集めて合同の朝礼を行っている。朝礼は全員の深呼吸からはじまり、つづいて校長の訓話が行われた。訓話はその時折のニュース・事件の解説もあったが、烈士・節婦・偉人の物語が主であった」⁶と記されている。また、知事の発言は、当該学校の周年行事などの式典で多く見られる。

次いで、大正期に生じた女子中等教育や女性をめぐる変化を、熊本県の高等女学校会議での議論によって確認しておきたい。すなわち、1914年の熊本県立高等女学校長会議では「女子教育ノ方針」⁷を議論し、「女子教育ハ従来家族制度ニ則リ良妻賢母タルヘキ基礎教育ヲ本体トセルハ敢テ言ヲ俟タサル所」ではあるが、「社会ノ変遷ニ伴ヒ、我国女子ノ任務亦漸ク拡充セラレ、一面家庭ノ婦人タルト同時ニ一面男子ト同シク公務ニ関係シ或ハ社会的各種ノ事業ニ膺ルノ情勢トナレリ」との認識を示し、「今後ノ教育方針ハ此等ノ点ニ格段ナル注意ヲ払」うべきとしている。時代の変化に伴う、女子生徒の社会性の拡大が必要との認識を示している。また女性の職業と体育についても言及し、職業については「女子ノ職業教育公務的教養ハ時代ノ要求ニヨリ極メテ必要」であり、「体育衛生ノ設備並理科的思想ノ養成ニ関スル設備其ノ他ノ改善ハ最急務」であるとの認識を示し、時代の変化に積極的に対応する必要性を確認している。

この熊本県高等女学校長会議での議論は1914年のものであったが、大正半ば以降も女性をめぐる状況は変化し、昭和初年に至る時期の女子中等教育、特にそのあり方をめぐって起きた変化は多方面にわたった。すなわち、第一次世界大戦の影響による国家的観点の強化、人格主義を唱える教育方針、婦人問題や職業問題をめぐる議論、大正自由教育の影響を受けた教育内容の変化、体育の推奨・充実、女子生徒の思想善導など、様々であった⁸。勿論、これらの変化は、家族主義的な良妻賢母理念の範囲内で求められたものであったことにも留意しなければならない。以下、上記の事項に関連した校長訓話や知事の式辞を、5項目に分類して検討する。

(1) 第一次世界大戦の影響と国家的観点

最初に、第一次世界大戦の影響による教育の方向性の転換を述べている訓話をとり上げる。三重県知事山脇春樹は1920年の飯南郡立高等女学校の第8回卒業式で、次のように述べている。すなわち、山脇は「今や女子教育ノ発展ニ伴ヒ婦人ノ地位類リニ昂上シ活動ノ境地亦從テ拡充セラル国家ノ女子ニ俟ツ所亦昔日ノ比ニアラズ加フルニ今次大戦乱ノ結果帝国ノ地位一層高キヲ致シ世界ニ対スル使命愈々重キヲ加フ須ラク挙国一致奮励自彊益々国運ノ隆昌ヲ期待セサルハカラサルノ秋ナリ」と述べ、「国歩重大ノ時ニ（中略＝引用者）其ノ責任ヲ自覚シ」、「大ニ体力ヲ涵養

シ其ノ家庭ニ在ルト社会ニ立ツトヲ問ハスク其ノ分ヲ尽シ以テ邦家ノ期待ニ応ヘ国運隆昌ノ基ニ資スル所アラン」⁹と説いている。すなわち、第一次世界大戦により女性の社会的在り方にも変革が求められ、かつての家庭内役割の枠から脱却して、社会と国家発展のための女子教育であるべきと説いている。

さらには、上述した1914年の熊本県立高等女学校長会議での議論に見られたように、国家的観点から女性にも「体育衛生」思想の育成が強調され、全国の高等女学校でも体育を重視するようになった。例えば、1923年の入学式で福井県立武生高等女学校長石橋重吉は、まず「女子の体育も大に盛ならしめて男子と並行して健全なる体格を作つて置く必要がある」と指摘し、体育は「身体の健全なそして頭脳の明るい世の中へ出して用に立つ女子を養成する」¹⁰のが目的であると発言した。しかし、「若シ体育運動ノ指導ヲ誤リ実行ノ方法宜シキヲ得ザレバ（中略＝引用者）却テ健康ヲ害シ或ハ婦人トシテノ品位徳性ヲ損シ或ハ学業ヲ妨クルノ弊タリ」とし、女性の「品位徳性」にも配慮すべきとも説いている。

(2) 人格主義の教育方針

大正期に入って、女性の人格的修養を強調する高等女学校が現れた。例えば、1922年に滋賀県立彦根高等女学校長大西薺は、「人格を尊重し自尊心を高めしめる為め、自主的に行為せしめ」¹¹るべきと述べている。さらに、1925年の大阪府立泉南高等女学校長内田勇助は、欧米先進国をモデルとして、日本でも「男女を精神的並に實際上平等に待遇し均等に教育を施」¹²す必要性を強調している。また、東京府立第一高等女学校長市川源三は、1930年の「高等科開設以来夙くも十年」の一文で、「今や女性は男子と同様に文化の諸事業に参加する目的を以て、自己を見詰め、自己を発揮し、自己を生かさそう」とすることが「現代女性の特色」であると指摘し、「これが為には高い程度の教養が要望されねばなりません。（中略＝引用者）女性が真に自己に目醒め時代に目醒める時に、彼等が高等教育を要望するのは当然過ぎるほど当然の要求で無ければならぬ」¹³と述べ、女性の人格主義教育と高等教育の実現を関連づけた考えを示している。

さらに、千葉県立佐原高等女学校教頭川崎為作は、生徒に向け「充実したそして特色のある強い個性の持主であつて欲しい」、「社会の文化の恩恵を享受し得ると共に、社会の文化に貢献し得る人でなければならぬ」と説き、「これからの学生は自己探求でなければならぬ。創造でなければならぬ。自己の力で文化を研究して行くのです。価値を創造するのです。教師から教はることは知識の内容其物でなくて学問の研究法でなければならぬ」¹⁴と述べている。すなわち、川崎は「学校で学ぶ目的は『人格の修養』にある」とし、人格主義の教育を説き、女性の人間的自立を強調している。

(3) 婦人問題への対応

次に、婦人問題をめぐる高等女学校長などの発言を検討する。そこには、1910年代後半に登場し始めた「婦人問題」による女子思想界への「悪影響」を懸念する声が多く見られた。はじめに、1923年の熊本県立八代高等女学校第19回卒業式での知事岡田忠彦の発言に注目したい。すなわち、岡田は「欧州大戦ヲ一期トシテ社会満般ニ亙リテ改造ノ道程ヲ辿リ思想動揺シ人心ノ安定ヲ欠キ、宛トシテ過渡期ノ状ヲ呈ス。婦人界ニ於テモ亦之カ影響ヲ受ケ、時ニ奇矯過激ノ言動ヲ為シ、徒ニ新ヲ趁ヒテ淳風ト陋習ト玉石共ニ棄テ、顧ミサルモノアリ。特ニ教養アル婦人ニシテ

之ニ共鳴シ、之ニ心酔スルモノアルヲ認ムルハ遺憾」¹⁵なことであると、婦人運動への批判の立場を示している。このほか、群馬県立渋川高等女学校卒業式で、群馬県知事大芝惣吉は「婦人問題ノ世ノ視聴ヲ聚ムルニ至リタルハ婦人ノ地位ノ向上ヲ立証スルモノニシテ諸子ノ為ニ祝福スヘキト雖モ、婦人ニハ自ラ婦人ノ天分アリ。此ノ天分ヲ超エテ徒ニ男子ニ模倣セントスルガ如キハ則婦人独特ノ地位ヲ喪失スルモノニシテ延イテ人類ノ不幸ヲ招来スルヤ必セリ」とし、今後は「中庸堅実以テ婦人ノ美德ヲ發揮スルニ努メヨ」¹⁶と述べ、婦人問題には慎重な態度をとるべきと主張している。

また、1925年に滋賀県立彦根高等女学校長大西薺は「諸子ハ自ラ侮リテ女子ノ本分ヲ忘ルルコトアルベカラズ。(中略=引用者) 諸子ハ決シテ所謂新シキ女ノ言為スル所ニ迷ヒ、男子ト其ノ領域ヲ争フガ如キ輕挙妄動ニ出ツベカラズ」と指摘し、「質実剛健、温良貞淑ナル妻母ノ輩出ヲ待ツモノ、今日ヨリ切ナルハナシ。予ハ諸子ガ今後能ク其ノ天賦ヲ操守シ、国民ノ中堅タルニ恥ヂザル良妻賢母」¹⁷となることを期待すると説いている。このように、大西は「新シキ女」の言動に惑わされることなく、あくまでも国民の中堅たる良妻賢母的素養を身に付けるべきことを強調している。このような主張は他の校長の訓辞でも多く見られ、千葉県立佐倉高等女学校長石井潔は、1926年において「徒に権利を主張して推譲の尊きを知らず。濫りに新しきに馳せて神聖なる天賦の分野を忘れ、貞操を相対的に観じて自己を蔑し世を呪ふものに至りては吾人の断じて与する能はざる所なり」¹⁸と述べ、いたずらな「権利の主張」は慎むべきと説いている。

このほか、群馬県立渋川実科高等女学校の1921年の卒業式で、群馬県知事大芝惣吉の代理から、次のような告辞があった。すなわち、「世界ノ大勢」は女性の活動を求め、「或ハ産業ニ或ハ教育ニ或ハ学問ニ或ハ芸術ニ婦人カ其ノ才能ヲ發揮スヘキ分野ハ年ト共ニ拡大」し、女性参政権を認める趨勢にあり、「婦人ノ地位向上」は「諸子ノ為ニ祝福スヘキ」としながらも、「婦人ニハ自ラ婦人ノ天分アリ。此ノ天分ヲ超エテ徒ニ男子ニ模倣セントスルガ如キハ則婦人独特ノ地位ヲ喪失スルモノニシテ延イテ人類ノ不幸ヲ招来スルヤ必セリ。況ンヤ我カ国情、社会家庭両ナカラ必スシモ欧米諸国ト同シカラサルモノアルニ於テヲヤ」と述べている。そして、結論としては「諸子今ヤ学校ヲ卒業セリト雖モ」「今後益々研鑽ノ功ヲ積ミ旧慣ニ囚ハレス新説ニ累ハレス中庸堅実以テ婦人ノ美德ヲ發揮スルニ努メヨ」¹⁹と訓示した。すなわち、婦人問題が社会の注目を集めるようになったことは「祝福」すべきであるが、女権の主張は男性の模倣に過ぎず、日本固有の「婦人ノ天分」は守るべきことを説いている。

以上の検討から明らかなように、時代の変化を歓迎するとしながらも、「新しい女」や女性の「権利」に反対する校長が少なくないことが分かる。この点に関連して、『婦人公論』による全国の女学校長などを対象とした婦人参政権付与の賛否についての調査結果を見ると、99人中条件つきを含めた「無条件即施行論」に賛同した校長は37人、「時期尚早」とする校長は59人、さらには「絶対的反対論」とした校長は3人いたとされている²⁰。このような結果を見ても、高等女学校長は婦人問題についてかなり消極的な傾向にあったことが窺える。

(4) 大正自由教育の影響と教育内容

次に、大正自由教育の影響を受けたと考えられる校長らの発言を確認する。1913年東京府立第一高等女学校長伊藤貞勝は「生徒の自学を促し、其の活動を奨め、以て勤労創作に従はしめ、社

会生活に親み、国民生活に慣れ、以て人類の本分を完了せしむ²¹と述べ、生徒の自学や活動を推奨している。このような方向性は教育方針としても示され、例えば1928年の岐阜県立大垣高等女学校の教育方針では、婦人としての「種々の婦徳」の育成を求めるほか、「教育は人類通性の陶冶を必要とすると共に、個性の教育に努め」るべきことを強調している。また、その具体策として「修養学習は勿論各方面に於て個性に留意して指導し、其特長美点の發揮及欠点の矯正に努め」るべきとし、「個性尊重教育」に主眼を置いている²²。この他、1921年に長野県南佐久高等女学校長は「自学自習ヲ重ンジ自己ノ精神発達ノ次第ヲ自覚セシメ」「自ら考察シ自ら実行シ日々ノ生活ノ意義アルコトヲ自覚²³すべきと述べ、自学自習の必要性を説いている。また、1927年の宮城県第一高等女学校創立30周年記念式典での第二高等学校長岡野義三郎の発言²⁴も注目され、岡野は「女子教育は今や其の一大転機」であるとし、「学科の配当に、訓練の方法に、新なる工夫」を加える必要があると説いている。続けて「従来女子教育は、男子の教育に授くる学科課程に追隨して稍々之を平易にし、一家の主婦として必要なる知識技芸を加味したりと云ふべきものなりしが、世の気運は新に女子に適當なる教育組織の編成を促すに至れり」と述べ、高等女学校においても時代に応じて教育課程の水準向上を図るべきことを主張している。このように、高等女学校にも大正自由教育の影響が及び、自学、生徒の活動、創造性などが求められるようになっていたことが分かる。

(5) 良妻賢母思想の堅持

上述したように、大正期に入って多くの高等女学校長たちは新しい教育理念や教育の在り方を支持する傾向が見られたが、依然として明治期以来の良妻賢母理念を強調する発言も少なくなかった。この点は婦人問題に対する姿勢からも窺うことができるとも言えるが、例えば、1927年長野県木曾高等女学校長吉田庄治は「家庭こそ婦人の実力を發揮すべき最も適當の場所である。婦人の使命は家庭にある²⁵と論じている。また、千葉県立佐倉高等女学校長石井潔は1926年の卒業式告辞において、「女子の美は畢竟するに犠牲的精神の発現なり、かの或は温良貞淑といひ、或は忠孝慈貞といふもの、蓋此精神の時に応ず機に臨みて麗しく咲ける美花に外ならず、入ては則ち国家社会に奉ずる赤子の情職として之に由らずんばあらざるなり²⁶と述べている。

そのほか、県知事らの発言からも良妻賢母の堅持の発言が確認できる。例えば、1913年の大阪郡立泉南高等女学校の第10回卒業式で大阪府知事大久保利武は、「一家ヲ齊整シ内助ノ効ヲ致スモノハ良妻ノ職分ナリ子女ヲ教養シ育英ノ基ヲ成スモノハ賢母ノ本分ナリ婦人ノ任亦大ナリト謂フベシ」と説き、「今や文化ノ進運ニ伴ヒ世俗動モスレバ浮華ニ流ル、ノ恐アリ望ムラリハ諸子深ク意ヲ茲ニ留メ温良貞淑以テ克ク良妻賢母ノ美ヲ濟スニ至ラン²⁷と、卒業生を対象に告辞している。このような県知事の式辞に対し、卒業生総代の山本三保子は「今日の御論さては日頃の師の君達のみ教を心にしめ日夜勉めはけみて撓ます倦ます女の道につくし以て鴻恩の万分の一にこたへ奉」る、と卒業後の決心を語っている²⁸。卒業式における答辞とは言え、校長や知事の訓辞が女子生徒にも少なからず影響を及ぼしていたことを窺わせるものと考えられる。

このような、良妻賢母理念を強調した校長らの発言は、入学式などの儀式におけるものであり、形式的な訓示にならざるを得ない側面があったと見ることもできる。いずれにしても、高等女学校教育の基本理念は良妻賢母にあったことを示すものと言うことができる。

このほか、女子生徒の思想善導問題についての訓示も見られた。1925年の全国高等女学校長会議では「生徒近時ノ思想傾向ニ関シ特ニ考慮スベキ事項如何」の協議事項が出されたほか、1920年代後半以降に新たに生じた近時の「諸思想」が「若イ青年女子ノ上ニ知ラズ識ラズノ中ニ影響スル」²⁹ことを懸念する声が出されるようになった。このような全国レベルでの議論を受け、個別学校段階でも思想善導に関する訓示がなされていた。例えば、1920年に滋賀県彦根高等女学校長大西薺は「思想の善導は現時の最も重要な問題である」と指摘し、それゆえ「講堂訓話、修身教授其他あらゆる機会に注意を怠らず、即ち或は不穏なる新思想に対して批評を加へ、或は暗に不健全なる思想に対抗させる目的を以て、穩健中庸の思想を与へることに努力した」³⁰と述べている。

第2節 高等女学校の生徒心得に見る女子中等教育理念

ここでは、個別高等女学校が定めた生徒心得に記している「教育理念」や「訓育」の規定を分析する。

生徒心得とは、「当該学校の規則、師長に対する心得、生徒の本分など」³¹を提示したものであり、学校生活の規則や「訓育」的なものを主な内容としていた。また、心得の指導としては、主に修身や朝会などの時間に教員から行われたとされている³²。

では、各高等女学校では、どのような生徒心得を定めていたのだろうか。1923年の佐賀県立武雄高等女学校の生徒心得は、以下のものであった（例えば、第二条「二」のように番号が欠けている部分は、もともと資料に記述はなかった）³³。

第一条 要旨

- 一、生徒ハ常ニ教育勅語、戊申詔書ノ御趣意ヲ服應スベシ
- 二、生徒ハ常ニ徳操ヲ研キ学殖ヲ計リ体育ヲ励ミ以テ時勢ノ進運ニ伴ハンコトヲ期スベシ
- 三、校則ヲ守リ師友ヲ敬愛シ団体生活ニ慣レ以テ誠実奉仕ノ美風ヲ養成センコトヲ務ムベシ
- 四、華美虚飾ヲ去リ勤儉質実ヲ貴ビ以テ貞淑温雅ノ婦徳ヲ修養センコトニ留意スベシ
- 五、家居ノ際ニ克ク父母長ヲ尊ビ家族ノ平和ヲ助ケ学習セル所ヲ実行応用センコトニ務ムベシ

第二条 上校下校ニツキ守ルベキコト

- 一、朝礼十分前ニ上校シ終業時間後直ニ下校スベシ
- 三、学用品以外ノ小説雑誌類其他無用ノモノヲ携帯スベカラズ
- 四、遅参セシ時ハ教師ノ許シヲ得学友ニ一礼シテ着席スベシ
- 六、学校往復ニハ一学区内ノモノト成ルベク同行スベシ無用ノ場所ニ立寄りナドシテ時間ヲ徒費スベカラズ
- 七、上下校ノ際ハ汽車通学ト徒歩通学トノ別ナク常ニ衣髪容儀ヲ整ヘ言語挙動ヲ慎ミテ登校生徒タルノ体面ヲ重ンズベシ

第三条 敬礼ニツキ守ルベキコト

一、上下校ノ際ニハ長上及学友ニ対シテ敬礼ヲナシ、校内ニテ職員、賓客、参観人生徒保証人等ニ出会ヒタルトキハ静ニ会釈スベシ

三、敬礼ノ方法

イ、立礼ヲ行フニハ受礼者ニ正シク面シ其眼ニ注目シテ其儘体ヲ屈スベシ

ロ、最敬礼ヲ行フニハ前項ノ作法ニ準ジ恭敬ノ意ヲ表シ左右ノ手掌ハ其膝ニ至ラシムベシ

ハ、座礼ヲ行フニハ左右ノ指先ヲ斜メニシテ膝ノ前ニ出シ左右ノ拇指ト次指トヲ突合セテ其上ニ額ヲ着クベシ

ニ、出会ノ礼ハ対者ガ長上ナル時ハ歩ヲ止メ斜ニ伺ヒテ敬礼シ其ノ答礼ヲ待チテ前進スベシ若シ学友ナル時ハ下級ノ者ヨリ先ヅ礼ヲ行フベシ

四、総テ敬礼ハ常ニ容儀ヲ正シクスルノミナラズ衷心恭敬ノ意ヲ表スベシ

第四条 教室出入ニツキ守ルベキコト

二、毎時終業ノ後ハ教師ニ敬礼ヲナシ戸口に近キモノヨリ順次教室を出ヅベシ

四、教室ニ入りシ時及教室ヲ出ヅル時ハ各自ニ其机腰掛等ヲ整頓シ且窓ヲ開閉シテ換気ニ心掛クベシ

第五条 教室内ニ心掛クベキコト

一、授業中ハ特ニ姿勢を正シクシ静肅ヲ旨トシ専心学習ニ従事スベシ

四、机内、道具置場ノ清潔整頓ニ注意シ紙、糸、鉛筆等ノ屑其他ノ廢物ヲ取散ラサヌヤウ心掛クベシ

第六条 休憩時間中ニ守ルベキコト

一、昼食時間ニハ運動場ニ出デ、快活ニ散歩又ハ遊戯スベシ

五、庭園ノ風致草木ノ愛養ニ留意スベシ

第七条 食事ニツキ守ルベキコト

一、学校ニテハ弁当ノ外他物ヲ食フベカラズ又故ナク廢食スベカラズ

第八条 容装ニツキ守ルベキコト

二、通学用ノ衣服ハ制服トス、但シ己ムヲ得ザル場合ノ和服ハ木綿ノ筒袖トシ式日ニハ制服又ハ木綿ノ紋付ヲ着用スベシ

第九条 幹事、自治委員、日常当番、掃除当番、監督週番ノ心得ベキコト

第十条 願届ニツキ心得フベキコト

第十一条 携帯品ニツキ心得フベキコト

第十二条 家庭ニ於テ守ルベキコト

全体としてみると、佐賀県立武雄高等女学校の生徒心得では、上校・下校時の注意事項（第2条と第3条）、教室内外で守るべき注意事項（第4条と第5条）、休憩時間と食事を含めた日常生活で守るべき諸注意事項（第6条から第8条まで）、その他（第9条から第12条まで）について、きめ細かく定めている。

その中で、特に注目すべき点は「第1条 要旨」であり、教育勅語・戊申詔書の「服膺」や「徳

操」の涵養に励むこと、時勢に伴う体育の奨励、「貞淑温雅ノ婦徳ヲ養成」することなど、明治期以来の婦徳が依然として重視されていることが分かる。

続けて、1921年制定と推測される鳥根県高等女学校の生徒心得綱領の内容を検討する³⁴。同校では、「一、忠孝ノ大義ヲ明カニシ国民タルノ志操ヲ振起スヘシ」「一、貞淑ヲ重シ操守ヲ堅クシ我国女子ノ美德ヲ体得センコトヲ期スヘシ」「一、校規ヲ遵守シ教師ノ教訓ヲ服膺シテ専心学徳ノ修養ニ励ムヘシ」「一、父母長上ニ事ヘ弟妹ヲ慈ミ学習ノ余暇ニハ家事ノ手伝ヲナスヘシ」「一、質実剣素ヲ旨トシ勤勞ヲ尚ヒ言語ヲ慎ミ容儀ヲ端正ニスヘシ」「一、交友ハ親睦ヲ旨トシ信義ヲ重シ礼讓ヲ厚クスヘシ」「一、衛星ニ留意シ運動ニ努メ以テ身体ヲ鍛錬スヘシ」と記している。すなわち、この生徒心得においては、「忠孝」精神、「信義」を重んずることを求めると同時に、「貞淑」、「言語」、「容儀」など、女性的な徳目の涵養を強調している。なお、国家への「忠孝」精神と婦人徳目が期待されている。さらに、「運動」で身体を鍛えることを求めるなど、大正後期の高等女学校におけるスポーツ奨励という時代の特徴を反映した要素も見られる。また、1926年に制定された千葉県立高等女学校³⁵の「生徒心得綱領」も同様であり、「温良貞淑の徳操」や「協同自治」について記している。このように、いずれの学校においても「温良貞淑の婦徳を涵養」する傾向があったことが分かる。

この他、広島県立広島高等女学校のように、特に「女子の心得」（1912年）を制定している例も見られる³⁶。そこには、「忠孝を第一と心得べし」、「衣食住は質素儉約を旨とし自ら励まして勤勞すべし」、「勇気貞操温和従順を以て身を夫に捧ぐべし」、「家政の整理と子女の教育とに力を尽すべし」、「何事も親切辛抱を旨とすべし」と記されている。その中で、特に注目すべき点は「貞操温和従順」と「家政の整理と子女の教育とに力を尽す」項目であり、妻・母として守るべき女性の徳目を強調している。生徒心得以外に、「女子の心得」を制定するのは女学校ならではの特徴であり、男子の中学校では「男子の心得」といったような心得を制定することはなかったと察しされる。

上述したように、高等女学校で定められた生徒心得の内容を確認した結果、個人として守るべき注意事項について定めたものがほとんどであり、集団の中で、規則正しく生活できることを求めている点においては、基本的に明治後期のものとはほぼ変わりはない。また、女子の徳目として、明治後期以来の良妻賢母的要素を盛り込んでいる学校が多数であった。しかし、一部の学校では、女子体育の推奨や「自治委員」の設置、「協同自治の美風」を唱えるなど、大正期の新しい特徴をあらわしたものもあった。

「はじめに」でも記したように、大正半ば以降の日本において女性をめぐる時代の変化があらわれたのは事実であり、それは教科書の中でも確認することができる。例えば、井上哲次郎の『女子新修身教科書』（巻5の第13課「婦人問題」）では、婦人問題は「男女の同権夫婦の同格を唱ふる」ものとの理解を提示し、「婦人運動の主張する所は所謂婦人の解放にあり。婦人をして男子と同等の教育を受けしめ職業に於て均等の機会と待遇とを与へ、家庭に於ても公生活に於ても男子と同一の価値を認め同等の待遇を与ふべし」³⁷と、婦人の地位を向上すべきと説いている。しかし、学校生活の決まりなどを定めた生徒心得までには、その影響は及んでいなかったと言える。

おわりに

本論文では、「婦人問題」に代表されるような、女性をめぐる新たな社会状況が見られ、高等女学校教育にも変化が求められた大正期を中心に、個別学校の校長訓話や知事による式辞・訓示について5つの項目に分けて分析するとともに、生徒心得の内容を検討した。

大正期の人格問題については、滋賀県立彦根高等女学校長大西郷による「人格を尊重し自重心を高めしめる為め、自主的に行為せしめ」との発言や東京府立第一高等女学校長市川源三の「男子と同様に文化の諸事業に参加する目的を以て、自己を見詰め、自己を發揮し、自己を生かさそう」といった人格主義を唱えた発言が見られた。また、大正自由教育の影響を受けて長野県野沢南高等女学校では「自学自習」を重んじ、大阪府立泉南高等女学校では「男女の精神的並に実際上平等に待遇し均等に教育」を施す必要性を説いたことが確認できた。一方、「新シキ女」(滋賀県彦根高等女学校)に迷われないよう強調するなど、「婦人問題」や女性の社会参加には後ろ向きな主張が多数であり、依然として明治期後半に確立した良妻賢母を堅持すべきと主張をする学校長が多数であった。全体として、校長らは女性の社会的地位の向上には消極的であった。しかし、本文でも確認したように、大正期における高等女学校長などの訓話は、自学自習の主張、男女の平等性を求める人格主義教育の提唱など、女性の人間的成長の面では積極的意見が述べられ新しい女子教育方針が主張されたと言えよう。この点では、明治期との相違が見られたと言うことができる。

また、生徒心得においても、その条項には良妻賢母的要素が強く見られた。生徒心得は学校生活の基本的あり方を示すだけでなく、生活秩序を整えることを目的とするものであったためもあり、大正期にあらわれた女性像の変容を直接的に取り入れることは困難でもあったと言える。

このように、全体の特徴からみると、大正期の校長訓話、知事の式辞・発言と生徒心得においては、明治後期以来の良妻賢母の育成に重点が置かれていたことが確認できた。しかし、校長訓話や知事の式辞・訓示は、学校の創立記念日や入学式・卒業式などの公の場でなされることが多く、国の教育方針としての女子中等教育理念や学校の教育本心を説くことが基本であったため、新しい女性の在り方を積極的に説くことは難しい側面があったとも言えよう。

今後の課題としては、寮生活を含めて高等女学校の学校生活における良妻賢母教育の実際を究明したい。

註

- 1 拙稿「明治初期における良妻賢母思想の形成に関する一考察～中村正直・森有礼の思想を中心に『早稲田大学教育学会紀要』2010年度第12号(早稲田大学教育学会、2011)113～120頁。「大正デモクラシー期の修身教科書に見る良妻賢母教育の実際―井上哲次郎編『女子修身教科書』を中心に―」『アジア文化研究』第19号(国際アジア文化学会、2012)19～36頁。「大正デモクラシー期の修身教科書に見る良妻賢母教育の変容―下田次郎編『女子新修身書』改訂版を中心に―」『アジア教育史』第21号(アジア教育史学会、2012)33～48頁。「大正期における良妻賢母理念をめぐる新たな論議～雑誌『教育時論』掲載記事を中心として～」『早稲田大学教育評論』第28巻第

- 1号（早稲田大学教育総合研究所、2014）103～115頁、等。
- 2 櫛田真澄『男女平等教育阻害の要因—明治期女学校教育の考察』（明石書店、2009）、山口倬史の「校訓に変化ありやなしや」（鹿児島女子短期大学紀要44、2009）11～22頁。
- 3 拙稿「高等女学校における良妻賢母教育の実態に関する一考察」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊』第19-1号、2011）81～91頁。
- 4 今野喜清・新井郁男・児島邦宏編集代表『新版学校教育辞典』（教育出版、2003）469頁。
- 5 佐藤六蔵『御大典並ニ開校二十五周年記念号』（岐阜県立大垣高等女学校校友会、1928）29頁。
- 6 八〇周年記念誌編集委員会『皆実有朋八十周年記念誌』（広島県立広島皆実高等学校、1982）38頁。
- 7 八高百年史編纂委員会『八高百年史』（八代高校創立百周年記念事業実行委員会、1997）358～359頁。
- 8 拙稿「大正期における良妻賢母理念をめぐる新たな論議～雑誌『教育時論』掲載記事を中心として～」『早稲田大学教育評論』第28巻第1号（早稲田大学教育総合研究所、2014）103～115頁。
- 9 三重県立松阪高等学校『松阪高校学校九十年史』（三重県立松阪高等学校、2000）24頁。
- 10 『武生高等学校百年史』（福井県立武生高等学校百周年記念事業実行委員会、1999）455頁。
- 11 彦根西高百年史編集委員会編『彦根西高百年史』（滋賀県立彦根西高校学校創立百周年記念事業実行委員会、1987）127頁。
- 12 大阪府立和泉高等学校校史編纂委員編『和泉高校百年誌』（大阪府立和泉高等学校創立100周年記念事業実行委員会、2001）52頁。
- 13 有原末吉『白鷗』第一号（東京府立第一高等女学校白鷗会、1930）3頁。
- 14 千葉県立佐原女子高等学校創立九十周年記念事業実行委員会内記念誌編纂委員会『九十年のあゆみ』（千葉県立佐原白楊高等学校、2007）147頁。
- 15 八高百年史編纂委員会『前掲書』382頁。
- 16 澁女60年誌編集委員会『澁女六十年誌』（群馬県立渋川女子高等学校、1981）63頁。
- 17 彦根西高百年史編集委員会編『前掲書』127頁。
- 18 『創立七十周年記念誌』（千葉県立佐倉東高等学校、1977）62頁。
- 19 澁女60年誌編集委員会『前掲書』63頁。
- 20 「日本全国的女子学校長の観たる我が国現時の婦人参政権問題」『婦人公論』第11年第3号（1926.3）28～45頁。
- 21 『百年史』（東京都立白鷗高等学校、1989）27～28頁。
- 22 佐藤六蔵『前掲書』29頁。
- 23 『長野県野沢南高等学校七十年誌』（長野県野沢南高等学校創立七十周年記念事業実行委員会、1982）50～51頁。
- 24 百周年史編纂部編『一女高百年史』（宮城県第一女子高等学校、1997）103～104頁。
- 25 『長野県木曾高等学校創立八十周年・統合二十周年記念誌』（長野県木曾高等学校創立八十周年・統合二十周年記念事業実行委員会、2002）127頁。
- 26 『創立七十周年記念誌』（千葉県立佐倉東高等学校、1977）62頁。
- 27 「岸乃姫松」第十号 薫風号（大阪府泉南高等女学校校友会 1913.5）49頁。
- 28 「岸乃姫松」第十号 薫風号（大阪府泉南高等女学校校友会 1913.5）50頁。
- 29 『全国高等女学校長会議要録』（文部省普通学務局、1925）87頁。
- 30 彦根西高百年史編纂委員会『前掲書』127頁。
- 31 八高百年史編纂委員会『前掲書』30頁。
- 32 熊本市立必由館高等学校百年史編纂委員会「熊本市立必由館高等学校百年史（上）」（熊本市立必

由館高等学校百周年記念事業実行委員会、2012) 87頁。

- 33 武高「七十年誌」編纂委員会『七十年誌』(「七十年誌」武高七十周年記念事業委員会、1978) 17～18頁。
- 34 出雲高等学校史編集刊行委員会『出雲高等学校史』(島根県立出雲高等学校、1990) 191頁。
- 35 千葉県立千葉女子高等学校創立百周年実行委員会『創立百周年記念誌』(千葉県立千葉女子高等学校創立百周年実行委員会、2001) 53頁。
- 36 八〇周年記念誌編集委員会『皆実有朋八十周年記念誌』(広島県立広島皆実高等学校、1982) 31～32頁。
- 37 井上哲次郎『女子修身教科書』(金港堂、1925) 巻5、84頁。